令和８年度　部活動運営方針

鈴鹿市立天栄中学校
令和８年　４月

― 目　次 ―

１　部活動運営方針策定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　部活動の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（１）生徒をとりまく環境変化

（２）学校における部活動の意義及び位置づけ

（３）生徒にとっての部活動の意義

３　運営に係る基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（１）休養日及び活動時間の設定

（２）月間計画の作成

（３）運営体制

４　部活動指導上の留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（１）体罰等の根絶

（２）安全対策

１　部活動運営方針策定

長時間に及ぶ部活動による生徒の心身の健康への影響や、部活動指導者の勤務の長時間化や負担の増加などを背景に、平成 30 年３月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」をスポーツ庁が策定し、学校における運動部活動の実施について、一定の方向性を示した。

次いで平成 30 年３月、三重県教育委員会でも、部活動が学校教育の一環としての教育効果を高めるとともに生徒の健全な成長や教職員の負担軽減を考慮した「三重県部活動ガイドライン」を平成 30 年に策定し平成 31 年 3 月に改訂した。

また、平成 30 年 12 月には、文化部の活動についても、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動と同様の方向性が示された。

さらに、平成 30 年２月に文部科学省が通知した「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」では、部活動に携わる教職員の勤務時間の縮減などが示された。

このような国及び三重県の方針を受け、鈴鹿市教育委員会は、「生徒の健全な成長」と「教員の働き方の見直し」の視点から「鈴鹿市運動部活動指針（文化部を含む）」を改訂した。

本校においても、「鈴鹿市運動部活動指針（文化部を含む）改訂版」に基づき「学校部活動運営方針」を作成する。

２　部活動の意義

（１）生徒をとりまく環境変化

情報化、機械化の進展は目覚しく、生活の利便性や効率化が得られている。また、スポーツや音楽、美術などの文化面で多様な活動が広がり、個性の発揮や伸長が図られている。その一方で、体力の低下、コミュニケーションや人間関係の希薄さ、ゲームやインターネット等への依存など思春期の心身の健全な成長が憂慮されてもいる。

（２）学校における部活動の意義及び位置づけ

平成29年３月に公示された「中学校学習指導要領」に次のように明記されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第１章第５の１のウ）
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

このことから、学校教育の一環として行われる部活動は、豊かな心と健やかな体の育成にとって重要な教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であるとともに、学校教育の一環として教育課程（各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等）と関連付けて指導することが大切と考える。

（３）生徒にとっての部活動の意義

生徒にとって中学校における部活動は、ほとんどすべての生徒が何らかの部活動に所属するなど、とても大きな楽しみであり、やりがいを感じる活動となっている。

社会での多様な活動が広がる中にあっても、学校における部活動には、生徒にとって次のような意義や効果があるといえる。

・個性や能力の伸長及び健康増進や体力の向上
・年齢を超えた仲間づくり、集団づくり、コミュニケーション力の向上
・他者を尊重し、他者と協力や協同する精神の涵養
・公正さや規律を尊ぶ態度の醸成
・自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
・粘り強さ、克己心、実践的な思考力、判断力の育成
・達成感や充実感の充足
・生涯にわたるスポーツや文化的活動の習得

３　運営に係る基本方針

（１）休養日及び活動時間の設定

生徒の心身の健康や疲労回復、成長期におけるスポーツ傷害や事故等の防止、教職員の総勤務時間軽減などの観点から、休養日及び活動時間は次のとおりとする。

＜休養日＞

休養日は週当たり２日とし、そのうち１日は土曜日又は日曜日を充てる。

市内一斉に教職員の研修が実施される鈴教研班研修開催日や定期テストが始まる７日前からは休養日とし、職員会議や校内で研修を行う日などは、休養日に当てることを原則とする。

なお、大会やコンクール等の開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画により校長の承認を得た上で、できる限り同一週に休養日を設定する。

また、３日以上の休日が連続する場合は、２日あたり１日の休養日を設定する。

長期休業期間中は、部活動以外にも家庭や地域での多様な活動に参加できるよう連続した休養日を設定するようにする。

＜活動時間＞

平日は２時間以内、週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は３時間以内とし、効率的な練習を行う。

週休日や休日に、２週連続して、３時間を超える練習試合や合同練習等を実施しないこととする。

土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画する。

始業前に活動する場合は、午前７時３０分から８時１０分までとする。

また、放課後の活動は、帰りの会終了後から完全下校時刻に間に合う時刻までの間とする。

なお、大会やコンクール等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得ることとする。

※ 活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間とする。
※ 活動場所への移動、準備や片付けは含まないが、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終えることとする。

（２）年間計画及び月間計画の作成

生徒が部活動にやりがいを感じ、中学校生活を有意義なものにする一方で、心身の健全な発達や疲労回復、社会での多様な活動に目を向け、視野を広げることができる時間の確保などにも配慮するため、年間を通したバランスのとれた活動に配慮し、次のことに留意して活動を計画する。

・一年間を試合期、充実期、休息期に分けて、活動の計画を立てる。
・参加する大会や練習試合を精選する。
・より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入する。
・一週間の中で適切な間隔により、活動を休む日や、振り返ったり考えたりする日を設ける。
・一日の練習時間を適切に設定する。

① 年間実施計画

一年間の活動への見通しを持ち、目標等を明確にするため、毎年度当初４月中に年間実施計画を作成し、校長の承認を得た上で生徒及び保護者に配布する。

なお、年間実施計画には、少なくとも大会やコンクール等への参加予定の日程や、休養日の予定を記載する。

② 月間実施計画

毎月の活動により具体的な見通しや目標を持ち、活動の充実を目指すため、活動を行う前の月の末日までに月間実施計画を作成し、校長の承認を得た上で生徒及び保護者に配布する。

なお、月間実施計画には、少なくとも活動を行う月に実施される練習試合や大会、コンクール等への参加日程、日々の活動時間、休養日の予定を記載する。

（３）運営体制

部活動を実施する場合は、適切な指導を実施し、安全管理を徹底するため部活動の顧問等が活動場所で立ち会うことを原則とする。

また、一つの部活動には、原則２人以上の顧問を置き、複数の教員による組織的な運営が実施できるようにする。

部活動の運営では、生徒の自主的・意欲的・友好的な活動や、肯定的・承認的な声かけなどを指導の基本とし、適切な休養日や活動時間の基に効率的で効果的な活動を通じて、仲間とともに達成感や充実感を味わうことをめざす。

なお、部活動の新設や廃部については、生徒の在籍状況、必要性、活動場所、指導者の確保などを慎重に見据え、検討を加えた上で校長が決定する。

４　部活動指導上の留意点

（１）体罰等の根絶

学校教育法第１１条、文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日通知）」、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）」、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」での規定に基づき、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は決して行うことのない顧問と生徒とが、信頼関係で結ばれる指導を行う。

（２）安全対策

①熱中症対策

夏季をはじめとした気温の高温化が進む現状の中、熱中症は命の危険につながる重大な事故との認識を持ち、次のような点に十分な注意を行った指導を行う。

・体調等の健康観察の実施
・気温、湿度などの確認やＷＢＧＴに基づく危険性の判断
・活動場所の喚起や風通しの確保

・休憩時間やこまめで十分な水分補給の確保
・安全で、活動しやすく発汗性や通気性を考慮した服装
・十分な準備運動、整理運動の実施
・気候や生徒の発育・発達及び技能水準に適した活動内容や段階的な指導

②安全の確保

活動場所や使用する器具及び用具の危険性や不備等の安全点検や安全管理は、事故や傷害の予防のために重要なこととの認識を持ち、次のような点に十分注意を払う。

・活動前後には、活動場所や使用する器具及び用具の点検及び整備を実施する。
・活動場所や使用する器具及び用具の点検は、毎月１回以上実施する。
・危険が認められたり、危険が予想されたりする場合は、速やかに管理職に報告する。
・危険性のある活動場所や器具及び用具は、改善されるまで使用を中止する。
・活動場所や使用器具及び用具の適切で安全な使用方法について事前指導する。

③自然災害や突発的な事故等の防止

雷、局地的な大雨、地震、津波などの自然災害や、活動中の突発的な事故の危険性を絶えず認識し、次のような点に十分な注意を行った指導を行う。

・天気予報や気象状況に注視し、活動の中止や変更などを行う。
・活動上のルールを徹底し、乱暴かつ粗雑な行動を防止する。
・活動スペースの確保など、運動中の衝突等を防止する。
・交通マナーやルールの遵守を指導する。

④傷害等への対応

万が一、部活動中に傷害等を及ぼす事故が発生した場合は、管理職や養護教諭へ迅速に報告するとともに応急処置を行う。

傷害等の部位や程度に応じては、医療機関への搬送や救急車を要請するなど、人命第一に対応する。

また、傷害等には日本スポーツ振興センターでの治療費等の保障手続きを行う。

「鈴鹿市立天栄中学校　部活動運営方針」改訂履歴

平成２８年　４月　　「鈴鹿市立天栄中学校　部活動運営方針」策定

平成３１年　４月　　一部改訂

- ・学習指導要領改訂に伴う変更
- ・休養日・練習時間の明記
- ・熱中症予防の取組　　等

令和　２年　４月　　一部改訂（練習時間の変更）

令和　５年　４月　　一部改訂（文言修正）

令和　７年　４月　　一部改訂（文言修正）

令和　８年　４月　　一部改訂（文言修正）